

特定非営利活動法人かさおか島づくり海社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かさおか島づくり海社という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県笠岡市北木島町 9768 番地 29 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、笠岡諸島を中心として、不特定多数の市民・団体の活動支援に関する事業を行い、笠岡諸島の自立的発展を促進し、生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの健全育成及び介護保険法に基づく第1号事業及び地域密着型サービス事業
- (2) IT技術活用等による情報発信や特産品開発等に関する事業
- (3) 社会教育、文化、スポーツ、人権擁護等に関する事業
- (4) 都市・漁村交流や安全・安心のまちづくり等に関する事業
- (5) 旅行業法に係る事業
- (6) 旅館業法に係る事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ

ばならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがで

きない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、議会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、笠岡市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	鳴本 浩二
副理事長	森本 洋子
副理事長	三宅 忠信
理事	河田 達夫
同	天野 正
同	藤井 重光
同	川上 敏夫
同	森 光博
同	中尾 重規
同	藤原 功二

監事 藤井 守
同 荒木 紀章

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員 5,000円
賛助会員 5,000円
 - (2) 年会費 正会員 3,000円
賛助会員 2,000円

附 則（平成18年11月28日議決）

この定款は、岡山県知事の認証の日（平成19年2月1日）から施行する。

附 則（平成21年6月24日議決）

この定款は、岡山県知事の認証の日（平成21年9月16日）から施行する。

附 則（平成24年6月21日議決）

この定款は、岡山県知事の認証の日（平成24年9月21日）から施行する。

附 則（平成29年6月20日議決）

この定款は、岡山県知事の届出の日（平成29年7月13日）から施行する。

附 則（令和元年6月28日議決）

この定款は、岡山県知事の認証の日（令和元年8月9日）から施行する。

附 則（令和3年6月24日議決）

この定款は、岡山県知事の認証の日（令和3年8月10日）から施行する。

附 則（令和7年6月24日議決）

この定款は、岡山県知事の認証の日（令和7年 月 日）から施行する。

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人かさおか島づくり海社

1 事業実施の方針

笠岡諸島を中心として、不特定多数の市民・団体の活動支援に関する事業等を行い、笠岡諸島の自立的発展を促進し、生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に次の事業を実施する。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
(1) 子どもの健全育成及び介護保険法に基づく第1号事業及び地域密着型サービスに係る事業						
北木小学校スクールバス運行及び給食物資運搬等事業	笠岡市からの委託により金風呂地区以外に在住の児童等の通学及び学校教育活動時における運行支援及び給食物資の運搬	通年	北木島	3名	中学生1名 小学生2名 幼稚園1名	2,119
青少年海洋体験学習事業	石切りの杜を拠点に島の特性を生かした研修	7月～10月	真鍋島	3名	不特定多数の青少年 約100人	417
通所介護事業	介護保険法適用者を対象に食事提供・入浴の介護並びに機能訓練の実施	通年	白石島 北木島 真鍋島	25名	不特定多数の要支援要介護者 約45人	40,989
青少年の島(梶子島)管理運営事業	岡山県より指定管理を受け、施設の維持・管理業務の遂行	通年	梶子島	5名	不特定多数の青少年等 約200人	1,409
岡山県離島魅力発信・交流促進事業	岡山県の補助を受け体験学習を通じて島への関心等を醸成すると共に魅力や課題等を提案し島の活性化	6月～12月	北木島	5名	県内の不特定多数の小中学生 約600人	2,617
(2) IT技術活用等による情報発信や特産品開発等に関する事業						
PR事業	各島販売・道の駅・しまのこし等で笠岡諸島の特産品をPR、販売	通年	市内一円	5名	不特定多数の一般 約10,000人	12,682
(3) 社会教育、文化、スポーツ、人権擁護等に関する事業						
石切りの杜管理運営事業	笠岡市より指定管理を受け、施設の維持・管理等の業務遂行	通年	北木島	6名	不特定多数の一般等 約1,000人	11,667
(4) 都市・漁村交流や安全・安心のまちづくり等に関する事業						
公共交通空白地有償運送事業	乗用車・グリスロを使用する島の島内有償運送	通年	北木島	5名	不特定多数の一般 約3,000人	7,602
空き家対策事業	笠岡諸島等の空き家所有者と島暮らし希望者(島の力)とのマッチング	通年	笠岡諸島 住吉	3名	不特定多数の一般 約15人	815
駐車場事業	伏越港・住吉港に笠岡諸島を往来する人のための駐車場運営	通年	伏越港・住吉港周辺	5名	不特定多数の一般 約200人	2,643
(5) 旅行業法に係る事業						
笠岡諸島旅行事業	島で暮らす人との交流や島の魅力を体験できる旅行の企画運営	通年	笠岡諸島	5名	不特定多数の一般 約30人	517
(6) 旅館業法に係る事業						
ゲストハウス事業	他者との繋がりを重視した共用空間を設けたパブリック性の高い宿の運営	通年	北木島	5名	不特定多数の一般 約400人	2,629

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人かさおか島づくり海社

1 事業実施の方針

笠岡諸島を中心として、不特定多数の市民・団体の活動支援に関する事業等を行い、笠岡諸島の自立的発展を促進し、生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に次の事業を実施する。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
(1) 子どもの健全育成及び介護保険法に基づく第1号事業及び地域密着型サービスに係る事業						
北木小学校スクールバス運行及び給食物資運搬等事業	笠岡市からの委託により金風呂地区以外に在住の児童等の通学及び学校教育活動時における運行支援及び給食物資の運搬	通年	北木島	3名	中学生2名 小学生1名	2,119
青少年海洋体験学習事業	石切りの杜を拠点に島の特性を生かした研修	7月～10月	真鍋島	3名	不特定多数の青少年 約100人	417
通所介護事業	介護保険法適用者を対象に食事提供・入浴の介護並びに機能訓練の実施	通年	白石島 北木島 真鍋島	25名	不特定多数の要支援要介護者 約45人	40,989
青少年の島(梶子島)管理運営事業	岡山県より指定管理を受け、施設の維持・管理業務の遂行	通年	梶子島	5名	不特定多数の青少年等 約200人	1,409
岡山県離島魅力発信・交流促進事業	岡山県の補助を受け体験学習を通じて島への関心等を醸成すると共に魅力や課題等を提案し島の活性化	6月～12月	北木島	5名	県内の不特定多数の小中学生 約600人	2,617
(2) IT技術活用等による情報発信や特産品開発等に関する事業						
PR事業	各島販売・道の駅・しまのこし等で笠岡諸島の特産品をPR、販売	通年	市内一円	5名	不特定多数の一般 約10,000人	12,682
(3) 社会教育、文化、スポーツ、人権擁護等に関する事業						
石切りの杜管理運営事業	笠岡市より指定管理を受け、施設の維持・管理等の業務遂行	通年	北木島	6名	不特定多数の一般等 約1,000人	11,667
(4) 都市・漁村交流や安全・安心のまちづくり等に関する事業						
公共交通空白地有償運送事業	乗用車・グリスロを使用しての島内有償運送	通年	北木島	5名	不特定多数の一般 約3,000人	7,602
空き家対策事業	笠岡諸島等の空き家所有者と島暮らし希望者(島の力)とのマッチング	通年	笠岡諸島 住吉	3名	不特定多数の一般 約15人	815
駐車場事業	伏越港・住吉港に笠岡諸島を往来する人のための駐車場運営	通年	伏越港・住吉港周辺	5名	不特定多数の一般 約200人	2,643
(5) 旅行業法に係る事業						
笠岡諸島旅行事業	島で暮らす人との交流や島の魅力を体験できる旅行の企画運営	通年	笠岡諸島	5名	不特定多数の一般 約30人	467
(6) 旅館業法に係る事業						
ゲストハウス事業	他者との繋がりを重視した共用空間を設けたバブリック性の高い宿の運営	通年	北木島	5名	不特定多数の一般 約400人	2,229

令和7年度 特定非営利活動に係る事業会計 活動予算書

自:令和7年 4月 1日
至:令和8年 3月31日

特定非営利活動法人 かさおか島づくり海社

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
受取会費	250,000	250,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	-	-	
3 受取助成金等			
受取助成金	8,400,000	8,400,000	
4 事業収益			
事業収益	56,750,000		
参加費収入	-		
受託金収益	20,390,750	77,140,750	
5 その他収益			
受取利息	-		
入会金収入	10,000		
雑収入	2,280,000	2,290,000	
経常収益計			88,080,750
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	35,165,000		
法定福利費	3,057,000		
福利厚生費	65,000		
本部管理費	3,945,000		
人件費計	42,232,000		
(2)その他経費			
仕入高	6,967,678		
給食材料費	2,500,000		
外注費	6,806,000		
運賃	30,000		
リース料	245,000		
広告宣伝費	690,000		
交際費	20,000		
旅費交通費	1,842,000		
通信費	784,000		
消耗品費	1,383,750		
事務用消耗品費	240,000		
修繕費	790,000		
水道光熱費	3,920,000		
諸会費	7,000		
支払手数料	800,000		
地代家賃	5,340,000		
賃借料	108,000		
保険料	663,140		
租税公課	1,257,700		
減価償却費	450,000		
燃料費	830,000		
新聞図書費	150,000		
雑費	1,705,500		
その他経費計	37,529,768		
事業費計		79,761,768	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	5,400,000		
法定福利費	500,000		
福利厚生費	50,000		
本部管理費	-3,945,000		
人件費計	2,005,000		
(2)その他経費			
外注費	2,000,000		
運賃	50,000		
リース料	170,000		
広告宣伝費	-		
交際費	-		
旅費交通費	500,000		
通信費	350,000		
消耗品費	30,000		
事務用消耗品費	40,000		
修繕費	-		
水道光熱費	200,000		
諸会費	-		
支払手数料	500,000		
地代家賃	120,000		
賃借料	-		
保険料	80,000		
租税公課	70,000		
減価償却費	80,000		
燃料費	50,000		
新聞図書費	-		
支払利息	20,000		
雑費	100,000		
その他経費計	4,360,000		
管理費計		6,365,000	
経常費用計			86,126,768
当期正味財産増減額			1,953,982
前期繰越正味財産額			41,716,245
次期繰越正味財産額			43,670,227

令和8年度 特定非営利活動に係る事業会計 活動予算書

自: 令和8年 4月 1日
至: 令和9年 3月31日

特定非営利活動法人 かさおか・島づくり海社

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
受取会費	250,000	250,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	-	-	
3 受取助成金等			
受取助成金	8,400,000	8,400,000	
4 事業収益			
事業収益	57,300,000		
参加費収入	-		
受託金収益	20,390,750	77,690,750	
5 その他収益			
受取利息	-		
入会金収入	10,000		
雑収入	2,280,000	2,290,000	
経常収益計			88,630,750
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	35,475,000		
法定福利費	3,057,000		
福利厚生費	65,000		
本部管理費	4,015,000		
人件費計	42,612,000		
(2) その他経費			
仕入高	6,967,678		
給食材料費	2,500,000		
外注費	6,806,000		
運賃	30,000		
リース料	245,000		
広告宣伝費	190,000		
交際費	20,000		
旅費交通費	1,812,000		
通信費	784,000		
消耗品費	1,263,750		
事務用消耗品費	240,000		
修繕費	690,000		
水道光熱費	4,000,000		
諸会費	7,000		
支払手数料	650,000		
地代家賃	5,340,000		
賃借料	108,000		
保険料	663,140		
租税公課	1,247,700		
減価償却費	450,000		
燃料費	830,000		
新聞図書費	150,000		
雑費	1,705,500		
その他経費計	36,699,768		
事業費計		79,311,768	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	5,400,000		
法定福利費	500,000		
福利厚生費	50,000		
本部管理費	-3,945,000		
人件費計	2,005,000		
(2) その他経費			
外注費	2,000,000		
運賃	50,000		
リース料	170,000		
広告宣伝費	-		
交際費	-		
旅費交通費	500,000		
通信費	350,000		
消耗品費	30,000		
事務用消耗品費	40,000		
修繕費	-		
水道光熱費	200,000		
諸会費	-		
支払手数料	500,000		
地代家賃	120,000		
賃借料	-		
保険料	80,000		
租税公課	70,000		
減価償却費	80,000		
燃料費	50,000		
新聞図書費	-		
支払利息	20,000		
雑費	100,000		
その他経費計	4,360,000		
管理費計		6,365,000	
経常費用計			85,676,768
当期正味財産増減額			2,953,982
前期繰越正味財産額			43,670,227
次期繰越正味財産額			46,624,209